

〈資料紹介〉

欧洲・ドイツの情報通信政策の最近の主なトピック

林 秀弥*
中川 将史**

I. はじめに

本稿では、EUとドイツの情報通信政策の最近の主なトピックを取り上げて、紹介・検討する¹。た
だ、EUの情報通信政策といつても、その対象・内容はきわめて広範なため、紙幅の制約もあり、こ
こでは、トピックをネットワーク中立性（オープン・インターネット）原則に絞って紹介・検討す
ることとする。というのも、後で述べるように、EUでは、近時、この論点について、興味深い判
断が欧州司法裁判所（CJEU）から示されたからである。また本稿の後半ではドイツについて取り上
げる。ドイツでは、最近特に、連邦政府が掲げるデジタル政策についてさまざまな動きが出ており、
それらはわが国の政策動向を考えることに裨益するところが大きいと考えられるからである。

II. EU：ネットワーク中立性原則を中心に

1 EU ネットワーク中立性規則をめぐるこれまでの経緯

ところで、EUでは、域内ICT市場の一層の統合化に向け、2013年9月に欧州委員会が「テレコム単一市場（TSM）規則」と呼ばれる、広範な課題を網羅した規則案をEU理事会、欧州議会に提案した。

その後の2年間の審議過程で多くの課題は脱落したが、「ネットワーク中立性規則の新規策定」と「EU域内の中立性規則の廃止」の2課題は審議が継続され、2015年10月に欧州議会の可決により決着した。以下では、Regulation (EU) 2015/2120 (EU官報(2015.11.26)「オープンインターネットおよびローミングに関する規則」)のことを「ネット中立性規則」と略称する。

EUがこの2課題を重視したのは、「EU域内の規制のバラツキ(fragmentation)が大きい(特にネット中立性)」「エンドユーザーの便益が大きい(特に域内ローミング料金廃止)」など複数の理由があるが、「インターネット利用の平等が保たれる」「料金が安くなる」などの点で、EU市民の理解や支持を得やすかったことがある。

EUは、ネット中立性規制が必要な理由について、既存の規則はアクセス・相互接続には配慮してきたが、ユーザーの多くがトラヒック管理の影響を受けるようになっており、その対処は現状では不十分である旨説明している。

*名古屋大学大学院法学研究科教授

**在獨日本國大使館一等書記官

域内ローミング料金の規制については、EUは2000年代後半から非常に熱心であり、既存のローミング規則を通じて料金を大幅に引き下げてきたが、今回は小売ローミング料金の廃止に踏み切った。

ネット中立性規則は、加盟国において2016年4月から施行されている。その後、同年8月には、EU加盟国の通信規制機関トッップ³で構成される「BEREC」が同規則の加盟国における施行ガイドラインを発表している。

しかし、ネット中立性規則には曖昧な部分が少なからずあり、批判や反発も根強い。EUは、それらの残された問題への対処を、今後の当該市場の調査や加盟国（その代表組織）によるガイドライン策定に任せようとしてきた。しかし、これにより市場の歪みの拡大や加盟国ごとの裁量的な運用も懸念されていた。本稿で取り上げるTelenor事件CJEU判決（2020年9月15日。以下「本判決」ということがある）は、そのような懸念を避けるため、ハンガリーの裁判所の付託にもとづいて、CJEUが下したものであり、注目に値する。本判決では、ゼロレーティングと呼ばれる慣行が問題となった。

2 ゼロレーティング

本判決の紹介に入る前に、ゼロレーティングと呼ばれるサービスについて説明しておく。スマートフォンなどの端末の普及に伴い、顧客は、電気通信事業者に料金を支払い、インターネットに接続しながら、ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という）を利用することが可能となっている。通信事業者は、特に移動通信によるものを中心に従量制または上限付き定額制の料金制度を探っているが、一部の通信事業者においては、特定のコンテンツに限り通信量をカウントしないゼロレーティングサービスを提供している。ゼロレーティングサービスを提供している電気通信事業者は、そのサービス提供の適切性等を確保する観点から、一定の基準のもとに、対象となるコンテンツを選定していることが一般的である。このようにゼロレーティングとは、「モバイル通信分野において、利用者による特定のコンテンツ・アプリの利用について、使用データ通信量にカウントしないサービス」のことをいい、カウントフリーサービスとも称される。

3 Telenor事件CJEU判決（2020年9月15日）

（1）事件のあらまし

2017年1月、ハンガリーの国家メディア・情報通信庁（Nemzeti Média- és Hírközlési Hatóság Hivatala）は、Telenor Hungary社（以下「テレノール社」）が提供するゼロレーティングサービスが、2016年4月に施行されたEUネットワーク中立性規則第3条（オープンインターネットアクセスの保護）に違反していると判断し、当該ゼロレーティングサービスをやめるよう命じる排除措置命令を下した。

これに対して、テレノール社は同命令の取消しを求めて提訴し、同社からの提訴を受けて、ブダペスト高等裁判所は、ネットワーク中立性規則の解釈を巡り、2018年9月にCJEUに先決裁定（preliminary ruling）を要請した。

2020年9月、CJEUは、特定のアプリ使用時のデータ量をカウントせず、また通信上限超過時に特定のアプリの通信速度制限を行わないゼロレーティングサービスは、ネットワーク中立性規則3条に相容れないとの解釈を示した。⁴

(2) 事実の概要

ハンガリーで設立されたテレノールは、同国的主要な電気通信事業者であり、インターネットアクセスサービスを提供している。同社は「MyChat」および「MyMusic」というメッセージアプリおよび音楽アプリにかかるゼロレーティングサービスを提供していた。これらは、①ゼロレーティング対象のコンテンツ等を使用する際のデータ量はエンドユーザーが購入しているデータ容量にカウントされない、②データ容量が上限に達した際に、ゼロレーティング対象のコンテンツ等については低速化されない、といったサービスとなっていた。具体的には、「MyChat」は、1GB以上のプランであり、たとえば1GBのプランでは、ユーザーは通常1GBのデータ量を使い切ると、インターネットアクセスはかなり遅くなる。しかし、6つのアプリ（Facebook、Messenger、Instagram、Twitter、Viber、WhatsApp）に限っては、いつでも無制限のアクセスを享受することができ、そこで消費される通信データ量は、1GBの制限の中にカウントされない。また、他のサービスを利用してデータ上限を超過した後も、上記6つアプリに関しては低速化しないというものであった。また、「MyMusic」はオプションサービスであり、当該オプションをつけると、4つの音楽アプリ（Apple Music、Deezer、Spotify、Tidal）および6つのラジオ（サービス）の通信量がカウントされない、またデータ上限超過後も、上記アプリは低速化しない、というものであった（以上、2つのサービスで問題となったゼロレーティング行為をまとめて「本件行為」ということがある）。

同社の提供するこのようなサービスに対して、ハンガリー国家メディア・情報通信庁は、差別的なトラヒック管理であり、ネット中立性規則3条に違反するとして、これらのサービスをやめるよう、同社に排除措置命令を下した。テレノール社はこれを不服として、ブダペスト高等裁判所にその取消しを求めて提訴した。ブダペスト高裁は、本件行為の違法性を判断するにあたって問題となるネット中立性規則の解釈について、CJEUに付託を行った。

(3) CJEU 判決

本判決は、結論として、①エンドユーザーが購入したデータ容量について、ゼロレーティング対象のアプリ等の通信量がカウントされず無制限に使用することができ、②データ上限超過時にゼロレーティング対象のアプリ等は低速化が行われず、引き続き無制限に使用することができるようなサービスについては、(a) アプリ等のブロックや低速化の措置等がエンドユーザーの権利行使を制限すると定める3条2項⁵と相容れない、(b) 商業的考慮にもとづく低速化措置の禁止について定める3条3項⁶と相容れない、と解釈されるべきであると判示した。判旨は次のとおりである。

(4) 判旨

ネット中立性規則の各規定は、インターネットアクセスサービスの提供と関連するエンドユーザーの権利においてトラフィックの平等かつ非差別的な扱いを保護しようとしている。規則の立法者意図は、問題となっている特定の契約あるいは商慣行だけを個別に評価するのではなく、当該契約ないし商業慣行によってもたらされる影響を全体的に評価することである。

ゼロレーティングにかかる合意は、規制3条1項に定められた権利を制限してはならない。そのような合意が規則3条2項と整合的であるかどうかは、ケースバイケースで評価されなければならない。ゼロレーティング契約を締結する顧客の数が多ければ多いほど、その規模を考えると、これらの契約の累積的な効果は、エンドユーザーの権利の行使の重大な制限をもたらすか、エンドユーザーの権利の本質を損なう可能性が高くなる。

3条1項は、インターネットアクセスサービスの提供者に対して、差別的取扱いや帯域制限その

他トラヒックへの干渉なしに、平等な取扱いをするよう一般的な義務を課しており、これらの提供者が行った商業慣行またはエンドユーザーとの契約によって、これを逸脱することは一切認められていない。もっともインターネットアクセスサービスの提供者は「妥当なトラヒック管理措置」をとることはできるが、しかし、それは、そのような措置が「商業的考慮 (commercial consideration)」ではなく「特定のカテゴリーのトラヒックにおける客観的に異なる技術的なサービス品質 (QoS) 要件 (objectively different technical quality of service requirements of specific categories of traffic)」にもとづいてなされていなければならない。

エンドユーザーに提供されるコンテンツ、アプリケーションあるいはサービスを、平等に扱わない場合（差別して扱う場合）、そのような措置は「商業的考慮」にあるとみなさなければならない。①「法令遵守のため」（インターネットアクセスサービス提供者が遵守すべき、EUもしくは国内法の規定に従うため）、②「セキュリティ」（ネットワーク、および、そのネットワークで提供されるサービス、そしてエンドユーザー端末の統合性とセキュリティを守るため）、③「混雑回避」（ネットワーク混雑の発生を回避し、例外的あるいは一時的なネットワーク混雑の影響を緩和するため）といった要件を満たさない場合、特定のアプリケーションまたはサービス間のブロッキング、スロー・ダウン、変更 (altering)、制限 (restricting)、妨害 (interfering)、あるいは特定のサービス間を差別するあらゆる措置は、3条3項第2サブパラグラフの意味において妥当 (reasonable) であるとは考えられないため、それ自体が3条3項と相容れない。この判断を行うにあたって、当該措置がエンドユーザーの権利行使に及ぼす影響を評価する必要はない。なんとなれば、3条3項はそのような要件を定めていないからである。本件行為によっては、エンドユーザーが（容量を使いついた場合に）当該ゼロレーティングの対象となるないアプリやサービスを使用することは、（ブロッキングまたは極度に減速されるため）不可能ではないにしても、技術的に困難となる。これは、技術的なサービス品質要件にもとづくものではなく、商業的考慮にもとづいていると解される。本件行為が、3条3項第3サブパラグラフに記載されている3つの例外（上記①②③）のうちのいずれかに該当するという証拠は当裁判所に提示されていない。

結論として、本件行為は、ネット中立性規則3条2項と相容れず、エンドユーザーの権利行使を制限するものであり、当該措置は、商業的考慮にもとづくブロッキング・減速等を禁止する規則3条3項とも相容れないものである。

(5) 判決に対するコメント

本判決は、ゼロレーティングについてきわめて厳しい立場をとったものと解される。本判決は、必ずしも付託事項に沿って判示されているわけではないが、筆者が注目する点は以下の点である。

第一に、ゼロレーティングは、ケースバイケースで判断されなければならないしつつも、ネット中立性規則3条3項で明示されたトラヒック管理の3つの要件（①法令に従った行為であること、②ネットワークセキュリティ上の必要性、③ネットワークの混雑管理）に該当しない行為は、契約にもとづくものであれ、単なる事業慣行にもとづくものであれ、商業的考慮にもとづくものであつて、自由なインターネット利用に関するユーザーの権利を侵害するものであり、差別的取扱いを禁止する一般原則に反するとしている点である。ゼロレーティングはケースバイケースといいながらも原則禁止という立場であると考えられる。この点、ケースバイケースの判断について、BERECのネット中立性規則に関するガイドライン⁸では、ケースバイケース審査の基準として、おおむね次の6点を挙げていた。すなわち、①「公平・非差別的な取扱い」「イノベーション推進」という規則の目的に対する阻害の有無、②当該のISPとコンテンツ、アプリケーション事業者の「市場における

地位」、③エンドユーザー（消費者、法人とも）に対する影響（重大な選択の制限など）の度合い、④エンドユーザーとしてのコンテンツ、アプリケーション事業者の権利への影響（サービス範囲、多様性への影響など）の度合い、⑤商業的合意の規模と代替肢の存在の有無、⑥表現の自由やメディアの多様性に対する影響の度合い、である（para.46など）。しかし、本判決は、3条2項に違反するかどうかは、インターネットアクセスサービス事業者やゼロレーティング対象コンテンツの提供事業者の市場における地位も考慮しながら個別的に検討する必要があるとするのみであり、3条3項違反の判断を行うにあたって、こうした考慮要素をほとんど検討せず、当該措置がエンドユーザーの権利行使に及ぼす影響を評価する必要はないと判示している。この点については競争法・政策の観点からは批判がありうるところであろう。

III. ドイツ

本節では、ドイツの現政権、連邦政府が掲げるデジタル政策について概観することとする。これらの政策から、デジタルインフラ、デジタル ID、データの活用などドイツにおけるデジタル化の推進を重要課題ととらえていることがうかがえる。

1 社会民主党（SPD）、緑の党および自由民主党（FDP）による信号連立協定

2021年の連邦議会選挙は、16年間在職したメルケル前首相の退任に伴う選挙となり、選挙の結果、4会期ぶりに政権交代が行われ、2021年12月、SPD、緑の党および自由民主党による信号連立政権（ショルツ内閣）が発足した。⁹

同政権発足時の信号連立協定では、⁹推進したい政策としてデジタル関連政策も掲げており、具体的には、以下8つの領域での政策を掲げている。

(1) デジタル国家・デジタル行政

- ア 市民は国に対し、最新のデジタルソリューションを期待している。児童手当の自動支払いなど、自動化ソリューションを優先的に実施する。
- イ オンラインアクセス法（OZG）のさらなる進展は、ワン・フォー・オールの原則（EfA）にもとづく手順の標準化や統一化を支援するための十分な資金により実施される。
- ウ 連邦政府のIT予算は責任の所在を明確化し、中央に集約する。
- エ 自治体は連邦の資金により支援され、EfAにもとづき開発されたソリューションを採用可能としなければならない。
- オ 信頼性が高く、一般的に利用可能なID管理および登録の近代化を優先する。

(2) デジタルインフラ

- ア 目標は全国の家庭へのFTTHおよび最新の移動通信規格の提供である。特にキャッチアップが必要とされるエリアおよびホワイトスポットに投資する。投資の保護を確保したうえで、規制が必要な地域については、規制により公正な条件へのオープンアクセスを可能とする。
- イ デジタル申請・承認手続きの合理化、代替設置技術の標準化および全国規模のギガビット地域の登録など、インフラ拡大を加速化する。
- ウ 周波数の割当てにおいては、ネガティブオークションも活用する。
- エ 鉄道における携帯電話やWLANの受信環境を改善するための措置を加速化する。

(3) デジタル市民権・ITセキュリティ

- ア サイバーセキュリティ戦略およびITセキュリティ法をさらに発展させる。
- イ 5GやAI分野においては、オープンスタンダード、オープンソースおよび欧州のエコシステムおよび相互運用性などによりデジタル主権を確保していく。
- ウ 連邦情報セキュリティ庁（BSI）の独立性を高め、ITセキュリティ分野の中央機関とする。
- エ サイバー防御の手段としてのハックバックを基本的に認めない。信頼性のない企業は、重要インフラの展開には関与させられない。

(4) データ利用・データ法

- ア データインフラの開発を支援し、データ信託、データ・ハブおよびデータ寄付などの手段を立ち上げることにより、すべての人にとってデータが有する潜在的な可能性を高める。
- イ データ研究所はデータの利用可能性およびデータ標準化を促進し、データ信託モデルや免許を確立する。
- ウ 公共サービスの提供に必要な限りにおいて、地方自治体が企業のデータにアクセスできるようにする。
- エ データ法により、これらの施策に必要な法的根拠を作る。

(5) デジタル社会

- ア デジタル政策プロジェクトへの市民社会の参加を向上させる。
- イ デジタルサービス法については、通信の自由の保護および利用者の権利強化などに尽力する。欧州の規準にもとづき、法的枠組（テレメディア法（TMG）およびネットワーク執行法（NetzDG）等）を抜本的に見直していく。
- ウ デジタル暴力防止法の制定により、被害者にとっての法的な障害を取り除き、包括的な相談窓口を設置する。
- エ デジタル教育のための連邦センターの設立を検討する。

(6) デジタルキーテクノロジー

- ア 人工知能（AI）、量子技術、サイバーセキュリティ、分散型台帳技術（DLT）、ロボット工学およびその他の未来技術への投資を強化し、重点事項とする。
- イ 欧州AI法を支持する。マルチレベルのリスクベースのアプローチを採用し、デジタル市民の権利、特に差別のない権利を保護し、責任ルールを定め、イノベーションを妨げる事前規制を回避する。

(7) デジタル化における持続可能性

- ア デジタル化が有している可能性を、持続可能をより高めるために活用したい。デジタルツイーン（例：アナログ製品のバーチャルモデルでの作業）を推進することで、資源の消費を抑制する。
- イ 2027年以降、新規のデータセンターは気候中立で運用される。公共のデータセンターでは、2025年までにEMAS（Eco Management and Audit Scheme）に準拠した環境管理システムを導入する。

(8) デジタル経済

- ア デジタルマーケット法 (DMA) を支持する。プラットフォームへの対応のため、連邦カルテル庁を強化する。
- イ デジタル分野のスタートアップ企業を支援する。デジタル分野における女性創業者の割合を増やすため、女性起業家奨学金を創設するとともに、未来基金の一部を割り当てる。
- ウ 政府系や学術系のスタートアップ企業のために、公募入札や調達手続きを簡素化する。

2 ギガビット戦略

2022年7月、ドイツ連邦政府は、ギガビット戦略を発表した。¹⁰ デジタル化に必須の高速通信インフラの整備を図るため、全世帯を光ファイバ網に接続するとともに、国内全域に最新の移動通信網を構築することを主眼にしている。

同戦略では、第一段階として、2025年末までに光ファイバ網を3倍に拡張し、世帯および企業の50%が光ファイバ網に接続できるよう拡大するとしており、移動通信網については、2026年までに国内全域で途切れない音声・データ通信を実現するとしている。さらに、第二段階として、2030年までに全世帯を光ファイバ網に接続し、農村部などを含む国内全域で最新規格の移動通信網へ接続するとしている。

これらを実現するための具体的な施策例として、以下を掲げている。

- ・ 許認可権限を有する州政府に対して、通信インフラ建設関連の認可手続の簡素化や州間での手続の標準化のための法整備と、オンライン申請の導入を要請
- ・ 新たな敷設技術の利用を促進するため、パイロットプロジェクトの実施や敷設技術の設置プロセスの標準化を支援
- ・ 「ギガビット土地台帳」を構築し、既存インフラの状況、サービス供給不足の地域、連邦政府または州が所有する不動産情報、敷設計画などの情報を共有
- ・ 農村部など光ファイバ網の敷設で採算が取れない地域に補助金を支給
- ・ 鉄道車両内における移動通信品質の向上

3 デジタル戦略

2022年8月、ドイツ連邦政府は、デジタル覚醒への道標として、ドイツをデジタルで発展させることを目的とした新たなデジタル戦略を発表した。¹¹ この戦略は連邦デジタル・交通省 (BMDV) が総合調整し、デジタル関係省庁と連邦首相府が協力して作成したものである。この戦略では、この10年をドイツにとっての「デジタルの10年」とするため、2030年までのデジタル化による進歩の目標像を提示しており、具体的には、3つの行動分野（「ネットワーク化されたデジタル主権社会」「革新的な経済、労働、科学と研究」「学習、デジタル国家」）での目標が設定されている。

第一段階として、2025年までに達成すべきとしている特に重要な成果は以下のとおりである。

- ・ 全世帯と企業の半数が光ファイバ接続
- ・ デジタルIDを用いた行政サービスのデジタル化
- ・ 人生のあらゆる局面で提供される、機会均等でバリアフリーの教育エコシステム
- ・ 法定健康保険者の8割以上が電子健康記録を利用し電子処方箋も標準として確立
- ・ データ活用に係る法的枠組みの確立
- ・ インターネットを自由で民主的な空間とし、人権に基づくグローバルなデジタル秩序を実現するために、欧州および国際レベルでキャンペーンを展開

デジタル戦略では、デジタル政策は関係省庁とその下部組織に影響する横断的な業務であり、省庁間の協力が不可欠であるとしており、独連邦政府により、進行中のデジタル政策のプロジェクトを含め関係省庁の責任の明確化も行われている。

デジタル戦略の進捗については、BMDVを中心にモニタリングしていくこととしている。2022年11月、BMDVは、モニタリングのために、ビジネス、科学、市民社会からの代表者19名で構成されるドイツデジタル戦略諮問委員会（Beirat Digitalstrategie Deutschland）の設置等を発表した。¹²座長は、ボン大学のリーメン・シュナイダー（Louisa Specht-Riemenschneider）教授と、ドイツ産業連盟（BDI）のコエネン（Thomas Koenen）博士が務める。年10回の諮問委員会会議では、デジタル戦略のライトハウスプロジェクトの2つが発表され、議論される予定である。

本諮問委員会の第1回会合は、2023年1月に開催され、BMDV、連邦経済・気候保護省（BMWK）、連邦内務省（BMI）は、それぞれのプロジェクト「モビリティデータのためのエコシステム」と「データインスティテュート」について発表し、諮問委員会からフィードバックを与えられプロジェクトの実施に新たな弾みをつけた。

注

- 1 以下、EUのパートを林が、ドイツのパートを中川がそれぞれ担当した。
- 2 ネットワーク中立性の意味・内容については、さまざまな議論があるが、おおむね（1）利用者がインターネットを柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションに自由にアクセス・利用可能であること、（2）利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションを提供可能であること、（3）利用者が技術基準に合致した端末をインターネットに自由に接続・利用可能であること、（4）利用者が通信およびプラットフォームサービスを適正な対価で公平に利用可能であること、の4点を内容とするものであることで意見の一一致をみている。総務省「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和2年3月）2頁。
- 3 歐州電子通信規制者団体（The Body of European Regulators for Electronic Communications）。BERECは2017年12月、加盟国の同規則の遵守状況に関する初のモニタリング報告書を発表した。
- 4 Joined cases C-807/18 and C-39/19, Telenor Magyarország Zrt. v Nemzeti Média- és Hírközlési Hatóság Előke, Judgment of the Court (Grand Chamber), 15 September 2020, ECL I: EU: C: 2020: 708.
http://curia.europa.eu/juris/document/document_print.jsf?docid=231042&text=&dir=&doctlang=EN&part=1&occ=first&mode=lst&pageIndex=0&cid=1301236
- 5 3条2項は次のように規定する。
 商業的および技術的な条件、また料金、データ量または速度、インターネットアクセスサービスの提供者により実施される何らかの商業的慣行といったようなインターネットアクセスサービスの特性に関する、インターネットアクセスサービスの提供者とエンドユーザーの間の協定は、第1項に定めるエンドユーザーの権利行使を制限するものとはみなされないものとする。
- 6 3条3項は次のように規定する。
 インターネットアクセスサービスの提供者は、送信者および発信者にかかわらず、アクセスまたは配信されるコンテンツにかかわらず、利用されあるいは提供されるアプリケーションやサービスにかかわらず、もしくは、利用される端末装置にかかわらず、差別、制限あるいは干渉なしに、すべてのトラヒックを同等に扱う。
 この第1サブパラグラフは、インターネットアクセスサービスの提供者が行う妥当な（reasonable）トラヒック管理措置の実施を妨げない。そうした措置は、妥当であるとみなされるために、透明で、非差別的、比例的であり、また商業的な考慮ではなく、特定カテゴリーのトラヒックにおける客観的に異なった技術的なサービス品質要件にもとづくものとする。こうした措置は、特定のコンテンツをモニターするものではなく、必要以上に長く継続されてはならない。
- インターネットアクセスサービスの提供者は、第2サブパラグラフに定める事項を超えたトラヒック管理措置を行ってはならず、また、特に、必要な場合を除き、また、以下のために必要な期間を除き、特定のコンテンツ、ア

ブリケーションあるいはサービスをブロックし、遅延させ、変更し、制限し、干渉し、品質を劣化させ、あるいはそれらの間で差別を行ってはならない。

- (a) インターネットアクセスサービスの提供者が従うべき欧州連合の法律に従うため、あるいは裁判所ないし関連する権限を付与された公的機関を含む欧州連合の法律に従った国内法のために実施する欧州連合の法律に従った措置に従う国内法を遵守するため。
- (b) ネットワーク、及び、そのネットワークによって提供されるサービス、エンドユーザーの端末の統合性とセキュリティを守るため。
- (c) 同等なカテゴリーのトラヒックが同等に扱われる場合には、ネットワーク混雑の発生を回避し、例外のあるいは一時的なネットワーク混雑の影響を緩和するため。

7 3条1項は次のように規定する。

エンドユーザーは、インターネットアクセスサービスを通じて、エンドユーザーあるいは提供者の位置、もしくは、情報、コンテンツ、アプリケーション、あるいはサービスの発信地、着信地、所在地にかかわらず、情報とコンテンツにアクセスし、またそれらを配信し、アプリケーションとサービスを利用し、提供する権利を持たなければならない。

本項は、コンテンツ、アプリケーション、あるいはサービスの合法性に関する欧州連合の法律、あるいはそれに従う国内法に反するものではない。

- 8 BEREC Guidelines on the Implementation of the Open Internet Regulation (last revised on 9 June 2022) , BoR (22) 81.
https://www.berec.europa.eu/sites/default/files/files/document_register_store/2022/6/BoR_%2822%29_81_Update_to_the_BEREC_Guidelines_on_the_Implementation_of_the_Open_Internet_Regulation.pdf
- 9 Mehr Fortschritt Wagen-Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit (November 2021), Zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD), Bündnis 90/ Die Grünen und Den Freien Demokraten (FDP), pp. 12-15.
https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf
- 10 Gigabitstrategie der Bundesregierung (July 2022), Die Bundesregierung.
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/digitaler-aufbruch/gigabitstrategie-2017464>
- 11 Digitalstrategie Deutschland (August 2022), Die Bundesregierung.
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/digitaler-aufbruch/digitalstrategie-2072884>
- 12 BMDV Press Release (November 2022).
<https://bmdv.bund.de/SharedDocs/DE/Pressemitteilungen/2022/089-wissing-digitalstrategie.html?nn=13326>